

第2回 小平・村山・大和衛生組合新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会 議事要録

会議名称	第2回 小平・村山・大和衛生組合新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会
開催日時	平成29年1月30日（月） 19:00～21:00
開催場所	小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設 3階 大会議室
次第	1. 開会 2. 議事 (1) 施設整備基本計画について（資料1） (2) 適切な処理能力の設定（資料2） (3) 敷地内の配置（資料3） 3. その他 4. 閉会
配付資料	・資料1 ----- 新ごみ焼却施設整備基本計画の位置づけ ・資料2 ----- ごみ焼却施設の施設規模算出の考え方 ・資料2（補足資料） ----- 不燃・粗大ごみ焼却施設の破砕残渣の焼却について ・資料3 ----- ごみ焼却施設の更新方法について（案） ・資料3（補足資料） ----- ごみ焼却施設の構造 ・別紙資料----- 小平・村山・大和衛生組合の概要（平成28年度版）
出席者	[委員] 木田礼子、加藤利幸、霜出貞男、藤原哲重、田村茂（座長）、諸江大、谷川哲男、中島裕輔（座長代理） [事務局] 村上哲弥（事務局長）、片山敬（参事（施設整備））、小暮与志夫（参事（施設更新））、伊藤智（計画課長）、菅家幸樹（計画課主査）、小島淳（計画課主任）、山下知良（計画課）
欠席者	[委員] 延味道都、邑上良一
傍聴者数	15名
担当	計画課

1 開会

(事務局) 延味委員と邑上委員が欠席の旨を報告する。

- ・ 事務局より、資料の確認をした。

資料1	新ごみ焼却施設整備基本計画の位置づけ
資料2	ごみ焼却施設の施設規模算出の考え方
資料2 (補足資料)	不燃・粗大ごみ焼却施設の破碎残渣の焼却について
資料3	ごみ焼却施設の更新方法について (案)
資料3 (補足資料)	ごみ焼却施設の構造
別紙資料	小平・村山・大和衛生組合の概要 (平成28年度版)

(事務局) 要録については、各委員確認後、座長に確認をいただき、ホームページに掲載させていただく。

<進行交代>

(座長) 要録の件は、具体的にいつまでにとすることはあるか。

(事務局) 速やかに座長に見ていただきたいと考えている。

(座長) 各委員目を通し、調整等は事務局へ一報入れ、その後、私で確認させていただき、掲載するという段取りでよろしいか。

<委員了承>

2 議事

(1) 新ごみ焼却施設の整備に係る検討の現況と今後について (報告)

- ・ 事務局より、資料1「新ごみ焼却施設整備基本計画の位置づけ」に基づいて説明した。

前回、施設更新の全体のスケジュールについて説明したが、現在検討している、ごみ処理施設整備基本計画が今後どのような形で施設更新につながっていくか説明する。

黄色に色塗りされているところが、現在検討している施設整備基本計画となっている。焼却施設の発注仕様書や環境影響評価の手続きの前提条件となるもので、大きく5つある。基本性能に関する項目では、処理能力、施設の配置計画、熱利用、公害防止基準等が含まれる。焼却設備の計画においては、焼却方式、発電設備を検討していく。土木・建築は、建物のデザイン、車両や歩行者の動線、建物の色、緑地、外構の計画がある。地域貢献対策では、周辺の環境対策、地域防災に関する計画、学習機能、地域要望など含めて検討していく。一部焼却施設を解体して、新しい工場を作っていくので、工事期間も長くなるため、工事のスケジュールなどについても検討していく。施設整備基本計画は、発注仕様書や

環境影響評価につながっていく。

環境影響評価については、200t以上の施設規模については、東京都条例の環境影響評価を行う。この内容は、事業の内容や、現況調査を行い、環境保全に対してどのような措置が必要か、その評価はどうかであり、環境影響評価の手続きにおいて、環境保全の見地から最終的には、発注仕様書にフィードバックされるようになる。

もう一つは、発注仕様書の作成。廃棄物処理施設は、性能発注方式といい、通常の公共施設などのように設計図を基に工事発注を行う形ではなく、設計からメーカーの独自技術がでてくるように、設計、工事を含めて発注する。その条件的な内容を中心に仕様書を作成していくことにつながる。

整備基本計画については、平成29年12月を目標に作成していく。平成29年度から平行して環境影響評価の手続きを進めていくが、平成30年、平成31年にかけて、仕様書を作成して請負者を選定していく。平成32年度当初に契約ができるような形で進めていく。

(座 長) 基本計画の位置づけに対して、この懇談会そのものは、どのような形でどんな意見を吸い上げていくのか、その辺のポイント等はあるか。

(事務局) 資料の中の黄色い四角の中、地域貢献対策に関して意見を出していただき、その中で、この場所、状況の許す範囲でできる限り反映させていきたい。公害防止基準等、環境面で、組合より提案させていただきものに対して、土木建築では、工場のデザイン及び色等に意見をいただきたい。

(座 長) 質問、意見はあるか。

(委 員) 煙突の高さは100mになるか。その辺までの話はできてないか。

(事務局) 検討中だが、煙突の高さによって、条件が変わってくる。60mを境に、高さ60m以上になると、標識を設置しなければならないことや排ガスの性状を含めて考えていきたいと思っている。

(委 員) 近くに立川断層があって、いつ地震が来るかわからない中で、煙突で被害を及ぼしてはならない。高さによって、また煙突の建てる場所によって、周囲の民家に迷惑をかからないようにしてもらいたい。地震が来た場合に、煙突の根元から倒れることはないと思うが、中間から折れると思う。その折れたことにより住宅に被害を及ぼさないような工夫をお願いしたい。

(座 長) 強度の問題だと思うが、今は、想定外のことが非常に多いのでごもっともな意見だと思う。

(委 員) 強度については、地震の時の強度、強風の時の強度が考えられている。それを考えて構造計算して設計して建てている。今まで、できている施設で煙突が途中から折れたことはない。新潟では煙突の途中から挫窟した、ちょっと変形したということは聞いたことがあるが、他ではない。

煙突の高さと環境の問題は、この辺は委員のみなさんが理解されるような比較表を、次回事務局より提案していただいて、煙突に対する認識というか、高くしたらどうという問

題があって、低くしたらどういう問題があってなど、そういうものを出してもらって、広く住民のみなさまにも解っていただけるようにされたらどうか。

(座 長) 事務局は、今の意見に対して何かあるか。

(事務局) 次回には高さによる比較表、どういった影響があるか、できるだけわかりやすい資料でまとめていきたい。ちなみに、組合の4・5号炉の煙突は100m、3号炉の煙突は59.5mである。

(委 員) 3号炉に航空障害灯はついてないのか。

(事務局) 3号炉の煙突は、59.5mで、60m未満であり標識を設置しなくてよい。

(委 員) 60mを超えるか超えないかで大きく違ってくる。そういうものを含めて、この懇談会の中で、どこかの時点で整理したほうがいい。その高さが、環境影響評価につながっていく。

(委 員) 立川の煙突も100mと思う。ここの4・5号炉も100mで、航空障害灯がついている。立川の自衛隊の駐屯地から、どうもここを目がけてヘリコプターの折り返し地点になっているのではないかというような飛び方をしている。そういうことを考えると、60m以下がいいと思う。

(委 員) 目標にしている。例えば、ブリヂストンの煙突であれば、BSポイントといって目指している。それがなくなれば、次の目標となる。

(委 員) うちにいると、ここから折り返しているのも、そうではないかと思うが、煙突が高いと高いなりに恩恵を受けて、雷を避雷針で受けてくれるので、落ちない安心はある。良い面も悪い面もある。

(委 員) 煙突の役割は、高くなればなるほど拡散がひろがる効果がある。ただし、一方で航空障害灯を設置して、まぶしい等のデメリットがあるので、みなさんにお示ししたほうがよい。

(委 員) この懇談会で先進施設の視察等の計画はあるか。

(事務局) 第3回で具体的に数値等を提案させていただきたいと考えている。視察は、第3回と第4回の間、時期的には、3月中下旬の平日の昼間、1日いただいて、他施設を視察に行きたいと考えている。同規模で、焼却のシステムではストーカ炉と流動床炉とあるので、視察の中で見ていけたらと考える。

(座 長) 性能発注方式というものは、このような施設の場合は、設計から合わせて丸投げみたいな発注方式なのか。どういったものなのか。

(委 員) 清掃工場の場合は、性能発注が全てで、図面発注で工場を発注したということは聞いたことがない。なかなか図面で全部書き込むのは非常に難しいし、できない。それができたとしても、性能の担保は設計者が担保しなくてはならない。そうすると、業者側は作って終わりとなってしまふ。この性能発注方式というものは、基本的なスペックを決めて、設計から工事まで一括して行ってもらい、かつ、排ガス等の性能、あるいは処理能力の性能をメーカーに担保、責任を持たせるということ。その性能が出ない限りお金を払わないという仕組み。

- (委員) でき上がったときの検証というのは、受注者がやるのか。それとも第3者がやるのか。
- (委員) 発注側と受注側で行う。検査の内容は、清掃工場がかなり作られてきているので、標準化されている。一定のやりかたは決まってきたため、あまりバラツキはない。
- (座長) こういう建物にしてほしいという要望を仕様書に全て網羅するということか。
- (委員) 個人の住宅を造るのに、例えば、洋間が何室、大きさがどのくらい、照明や空調機をつけてください、という形で、性能発注を行う。一般的な庁舎の場合だと、空調、照明ですと、どこのメーカーあるいは3社か4社に絞って、このメーカーのJ I Sのこの番号を選びなさいと記載する。そうしないと値段が決まらない。性能発注の場合は、照明器具で、たとえば明るさが何ルクス等、そういう仕様の基本的なことを全て発注仕様書の中に記載する。どこのメーカーを使う等、どういう配線ルートを通るか、あくまでもメーカーに任せて、メーカーが1番効率的なものを設計して、その値段の競争をさせる。
- (委員) 断熱性能や環境性能は、こちらで数値を決めて、それ以上の省エネレベルになるように設定をして、あとはメーカーで決めるということか。
- (委員) 最近では、設計、工事、運転まで含めた発注形態が多くなっている。その辺は、いつかの懇談会の中で出てくると思うが、そういうのが最近多くなっている。そういうものを提案していただいて、それを総合評価方式で行うのが一般的。総合評価方式というのは、提案したものに対して、審査をして、評価をして、点数をつけて、金額の点数と出てきた技術点を足して最高のところが落札するという方式。こういったやり方が最近では多くなっている。こういう施設というのは、前にも言ったが、1回やって失敗しましたというわけにはいかない。作って、確実に安定的に安全に稼働しなければならない。そういう点では、安かろう悪かろうではなくて、総合的な内容を含めて審査をして、業者を決定して、安定・安全な施設を作っていく、一般的にそういうやり方が多い。
- (委員) 改めて確認だが、この懇談会としては、この流れの中で、どこまでが完全にこの形態で、どこから先当たりが、少し形を変えながら進めていくのか。
- (事務局) 現在のこの懇談会は、資料の中で言うと、黄色の部分である。
- (委員) 基本計画策定までか。
- (事務局) そこまでで一区切りと考えている。
- (座長) 地域貢献対策のところでは何か意見があるか。
- (委員) 中身は各回ごとにやっていくのか。
- (委員) 第3回に具体的な数値がでてきて、そこでいろんな議論が違う形で入ってくるので、今日は説明だけだと思う。

(2) 適切な処理能力の設定について

- 事務局より、資料2「ごみ焼却施設の施設規模算出の考え方」及び資料2（補足資料）「不燃・粗大ごみ焼却施設の破碎残渣の焼却について」に基づいて説明した。

稼働開始は平成37年度となり、この時のごみの排出量を予測していく。これは、構成3市のそれぞれ計画している目標値を採用している。予測したごみ量のごみ種ごとの排出量及び不燃、粗大ごみの破碎残渣、これは破碎可燃物及び破碎不燃物の合計した量で、組合で予測する。求めたごみ焼却量に、災害廃棄物量を一定の施設規模に加えて算出していく。

フロー図は、左側が市民から排出されるごみ。焼却施設に関しては、可燃ごみと不燃・粗大ごみで出されたものを、破碎し、資源物・鉄・アルミを取り除いて、残りの部分を平常時の焼却量としてカウントし、その上に災害廃棄物処理量を勘案して、施設規模を算出する。

具体的には、将来ごみの排出量を予測していくが、これは、各市の1人1日あたりのごみ排出量とその時の人口予測を掛け合わせる。その中の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ量を算出する。

可燃ごみと破碎残渣を合計し、平常時の年間ごみ焼却量を算出、災害廃棄物処理量を、平常時のごみ量に対して、一定の割合で加味する。この割合は、決まっていない。実際に想定される災害廃棄物処理を全量処理することは難しいため、割合を想定して算出し、施設規模を算出する。施設規模は、年間の平常時のごみ焼却量と年間の災害廃棄物量を1日あたりに換算し、焼却施設の整備期間の日数を加味し（これを稼働率という）、年間で85日は整備期間で停止する必要があるとし、280日稼働で一般的に計算する。調整稼働率は、正常に運転しているときに、故障など、止むを得ない一時休止時に、低下する能力を考慮した係数であり、0.96とする。これらを勘案して施設規模を設定していく。

ごみ焼却施設は、市民から排出されるごみの量により施設規模が決まってくる。施設の算定の考え方は、構成3市の減量目標が達成されることが前提となっている。目標通り減量されない場合は、施設規模が不足してしまい、減量が進めば、余裕が出来てくる。国の施策により、東日本大震災以降、焼却施設においても災害廃棄物の受入・処理が条件とされているため、適切な施設規模を設定することが求められる。したがって、構成3市のごみ減量施策、災害廃棄物の処理を勘案して、安定的なごみ継続を図るとともに過大な施設とならないように設定する。平常においては、災害廃棄物が入ってこないため、その分通常少ない状態で運転する。あまり大きく取り過ぎると、平常時に安定した焼却が出来なくなる。

補足資料に入る前に、まず、小平・村山・大和衛生組合の概要について、概要版の中の処理実績は、平成27年度に処理した数値で、燃えるごみが62,000トン強、燃えないごみが6,426トン、粗大ごみが1,569トンとなっている。破碎可燃は、燃えないごみと粗大ごみを破碎して細かくし、鉄とアルミは資源とし、ふるいにかけて、破碎不燃物が107トンで、6,800トンは焼却している。平成4年から埋立場の延命化対策により焼却している。破碎不燃物は、二ツ塚処分場に埋め立てしている。これを踏まえて、補足資料だが、破碎可燃物と破碎不燃物を合わせて破碎残渣として焼却することを検討している。目的は、埋め立て処分量の削減。全量焼却となれば、埋立をしないこととなる。次にリサイクル率の向上。破碎不燃物中の成分が、プラスチック他可燃物が45%、陶磁器・土砂・ガラスが55%となり、焼却炉を通して、灰と一緒にエコセメントへ搬入し、エコセメントの資源として活用する。最後に、処理コストの削減。二ツ塚の埋立処分、組合の機械装置及び運搬等を含めたコストの削減。基本的な考え方は、現在は、破碎選別したあと、二ツ塚処分場に搬出して埋立をしている。埋立をしている破碎不燃物の組成については、プラスチックが45%、陶磁器・土砂が35%、ガラスが20%となっている。これを破碎可燃に加えて破碎不燃を焼却していく。これは、新ごみ焼却施設の稼働時から考えている。可燃分は、熱回収し、破碎不燃物は、エコセメント施設へ搬入し資源化する。多摩地

域で今年度までに二ツ塚に搬入していない団体は、20団体。搬入している団体は、6団体。そのうち、小平市、武蔵村山市、東大和市が入っているので、実際に二ツ塚へ搬入している団体は、4団体となる。搬入していない団体の処理については、自分の工場で焼却し資源化している団体と民間委託をして資源化している団体と半々である。破碎残渣を焼却するに当たり、新不燃・粗大ごみ処理施設を整備する際に、手選別コンベアを設置し、小型家電、有害物及び危険物を取り除いて破碎する。破碎後は、鉄・アルミを選別し、残りを破碎残渣として焼却する。新ごみ焼却施設において、高度な公害防止設備を導入することによって、より環境対策を充実させながら環境に影響がないように進めたいと考えている。

(座長) 何か意見等あるか。

(座長) 今の説明の中で、破碎不燃物は、今の施設でも有害物質を取り除けば、燃やすことは可能という考え方でよいか。

(事務局) 設備的にも問題はないし、燃やすことで問題がでてくるとは考えにくい。ただ、そうはいつでも今まで焼却していなかったものであり、今後、新しい焼却施設になって、さらに排ガス処理設備が高度化して充実したところで、破碎不燃に関しては焼却していきたいと考えている。

(委員) ごみの算定だが、小平市の人口は、昨年まで18万人、今年は19万人となる。武蔵村山市あるいは東大和市にしても、減ることはなくて、これから増えていくと思う。この算定方式をゆるめたような形でもって、将来につないでいきたい。今後、30年40年と稼働していくのだから、30年40年先に懇談会で「どういうことをやっていたんだ」とならないように検討していきたい。

(委員) 人口推計は難しい。各市で調査していると思うが、たぶん小平市は平成37年ぐらいから、下降気味ではないか。今は増えているが、それぞれの市で人口推計が違うので、それによって計画を立てていく必要がある。

(委員) 一般論としていうと、人口については減少傾向である。ただ、その地域で開発の場所が多くあるところは、人口は増えていくと思う。日本全体の人口という観点から見ると、明確に減少傾向にある。もう一つは、ごみ量に関して、ごみを少なくしようとする社会が徐々に浸透してきて、1人当たりのごみ排出量も少なくなっている。そういうことから、だいたい減量化傾向がほとんどで、どこの市町村でも少なくなっている。非常にごみの焼却量の算定は難しいが、前にも話したが、今現在の清掃工場は、ボイラー・タービンを抱えてなくて、ごみを処理するだけ、燃やして焼却処理するだけである。新しい工場は、ごみを焼却するとともに、発電に力を入れている。そうすると過大なごみ量で設計して、実際のごみ量が少なくなると発電できなくなるというか、発電量がかなり下がってしまう。そういう点では、資料の「今後の予定」に記載がある通り、過大な規模にならず、平常時に安定した規模、すごく難しいとは思いますが、基本的にはこの考え方ではないか。

(座長) この推計はいつの時点まで反映されるのかということはあるが、今後、各市で減量施策を展開していく中で、例えば有料化にしても、いろんな方のバックアップ、市民1人1

人の努力によって減量がされていくことを前提に推計していくことになると思う。実際に計画が平成37年稼働だが、どの辺の時点の推計でいくのか。

(事務局) 通常、施設規模の決定は、稼働年度から向こう7年間をみて一番大きいところで、見ていく。今の傾向をみると平成37年度が1番大きい。

(委員) 私は増えていくと思う。結局、その時点の計画するのは、平成30年か平成31年で、7年後に稼働するわけだから。

(委員) 基本的に小平市の場合は、平成37年度をピークに下がっていく計画で、たぶんそれ以上は大きなものは建たない。今、大きなものが建ち始めている。それが終わり安定してくる。あと問題は、小平市と武蔵村山市は有料化していないので、それも視野に入れて計算しなければならない。そうすると1人当たりのごみの排出量が減り、それが反映されるので、あまり大きな施設は作らない方が良く思う。

(委員) 災害廃棄物処理分のプラスアルファがあるから、余裕があるのではないか。

(委員) 災害廃棄物の量は、だいたいどういう災害が起きて、どのくらいの被害あって、何がどのくらい出て、それを何年で処理すると決めるが、そうすると清掃工場の処理量が過大になってしまう。今、全国的にみても、こういうふうには何%と決めていることはある。ある程度、小さいけれど、容量を持っていますよとしている。災害廃棄物と一般の家庭から出てくる廃棄物は物が全然違う。災害廃棄物は解体廃棄物なので、そのままでは焼却できない。そういうことなど難しいことを踏まえて何パーセントとしていることが一般的である。施設の規模の算定は、一般的に年間280日で算出している。ただ、最近の200トン規模の例えばストーカ炉であれば、年間280日ではなく300日くらい稼働可能である。そういうものを諸々考慮しながら設定するのは非常に難しいけれど、過大とならず平常時安定的な規模というのが重要。

(委員) そのあたりは、事務局から人口推計のデータなど、実際の数値が入ったものを、次回われわれのイメージしやすい資料が用意されるのか。

(事務局) そういう形で用意する。

(委員) 今の災害廃棄物処理量は、だいたい、今最近のところではどのくらいで、稼働後に実際はどのくらいの余裕があるようなデータがあるとよい。

(委員) 有料になればなんでもかんでも捨てない。

(委員) 何パーセントというのは各施設のものはわかるか。

(事務局) わかる。平成25年度に通達がでていっているので、平成26年度からの実績になってくる。各工場でまちまちだが、そういったものは出せる。

(座長) 次回、資料を出していただくようお願いする。

(委員) もう一点、補足資料で、不燃残渣だが、新ごみ焼却施設になってからであるので、ほぼ問題はないと思う。多摩地域でもこういう方式でやっているところは多い。そうはいつでも、住民の方は心配な方がいると思う。そういう点では、これができた時に、排ガスの結果がどういう値なのかということは、たぶんこれからやっていくと、公表されると思う。そういう点では、実際に多摩地域で導入しているところが、どういう方法で、み

なさんに、住民の方に公表しているかっていうものを考えていながら、住民の方が安心していただけるようなことをやった方がいいと思う。

(座 長) 実際、半分の団体が焼却しているということで、また、半分は委託している。委託先はどのような処理をしているかはわからないが、少なくともすでに実際に処理している団体が20団体あるので、そこから情報をもらうこともできる。

(委 員) そういう数字を出して、そういう数字を素直に住民の方にオープンにしているか。それで安心をしていただける、理解をしていただけるか。そういうことが必要ではないか。

(委 員) 説明会をやる必要がある。今までやったことのないことをやるわけで、多少なりとも成分の違うものを焼却するわけだから、それに対する排ガスがどうなるかという心配があると思う。今までは破碎可燃物を焼却していたにしても、似たり寄ったりなものが入っているにしても、やっぱりそれは必要だと思う。

(座 長) 今の意見等について、事務局は何かあるか。

(事務局) 多摩の団体で実績はあるので、よく調べ、データの公表の仕方ということになるが、運転をはじめた後に、モニタリングをしっかりして行って、どんなデータをどのように公表していくか、取りまとめていきたいと思う。

(3) 敷地内の配置について

- ・ 事務局より、資料3「敷地内の配置」及び補足資料「ごみ焼却施設の構造」に基づいて説明した。

前回示した、今後の施設整備のあり方の説明の中、C案を基に進めていくと提案しているが、今年度から具体的に計画を進めていくにあたり、更新工事期間中のごみ処理については、近隣の施設にごみ処理支援をお願いする必要がある。その施設の周辺には住民がいることや、故障や定期補修時の受入制限などにより組織市のごみを安定して処理が出来なくなる可能性がある。当組合は3号ごみ焼却施設が150 t/日が1炉、4・5号ごみ焼却施設が安定的に焼却できる能力は、135 t/日が2炉となっているが、現状はごみ量、ごみ質の変化などから、3号ごみ焼却施設が安定的に焼却できる能力は、135 t/日で、4・5号ごみ焼却施設は、それぞれ90 t/日となっている。4・5号ごみ焼却施設を先に整備してしまうと、2炉で180 t/日分の焼却ができなくなる。4～5年の建設中に3号ごみ焼却施設で焼却していくと、4・5号ごみ焼却施設より焼却量も少なく、1炉稼働となるため、停止期間は焼却できなくなるので、かなりの量をお願いすることになる。これらを勘案すると、4・5号ごみ焼却施設を稼働しながら更新していくことが有利と考える。全体としては、3号ごみ焼却施設を解体して建設するため、収集車の出入口などの検討もしやすい。小平市道第A-3号線からの見通しもよくするような検討も可能である。環境保全については、既存の工場よりも排ガス処理設備が充実し、新たに発電設備を設置するため、西側に拡張するようになるが、中島町一番地自治会の住宅からは概ね60 m程度は間隔をとれる。騒音、臭気は、十分気をつけながら進めていく。景観、建物高さについては、玉川上水の流心から30 m以内は、風致地区条例により、高さ15 mの制限がある。その部分は、地下を掘って建設することも考えられる。

新ごみ焼却施設稼働後は、4・5号ごみ焼却施設を解体し、その跡地を整備していく。新ごみ焼却施設に入れることが難しい事務所や会議室を、管理棟として4・5号ごみ焼却施設跡地に設置していく。この時には、粗大ごみ処理施設も解体されているので、いろんな形で有効に整備していく。

建設手順については、小平市清掃事務所に新不燃・粗大ごみ処理施設を建設する。既設の計量機が工事で使用できなくなるため、粗大ごみ処理施設を解体し、この跡地に仮設の計量機を設置する。次に3号ごみ焼却施設を解体し、新ごみ焼却施設を建設する。その後、4・5号ごみ焼却施設を解体して、管理棟など整備していく。

資料3は補足資料の焼却炉の構造については、ストーカ炉で示しているが、流動床炉との違いは、焼却炉と排ガス処理設備が変わる。プラットホーム、ごみピットがあるが、受け入れに対して、最低でも投入扉は5門必要である。プラットホーム、ごみピット、焼却炉、ボイラ、排ガス処理設備、煙突の順に進んでいくため、この配置計画でいくと、3号ごみ焼却施設の煙突の場所付近が、新ごみ焼却施設の煙突となると想定される。

(座長) 事務局の説明に対して意見、質問はあるか。

(委員) 動線について聞きたい。これはE案ということになるのか、既存粗大ごみ処理施設を解体してそこに計量機と管理棟を設置することで4・5号ごみ焼却施設に搬入するのは簡単だと思うが、その後新ごみ焼却施設の稼働開始後、4・5号ごみ焼却施設を解体している間、新ごみ焼却施設の入り口が既設廃水処理施設あたりであるので、こちら側に計量機を移設すればよいと思うが、その距離では計量機や管理棟は置けない。計量機はどこに設置すると考えているか。図の斜線部分にそういったものは入るということが良いか。

(事務局) 詳細に検討しなければならないが、新ごみ焼却施設と4・5号ごみ焼却施設の間を通していくことも考えられる。

(委員) そういったことまで含めてコンサルは計算をした動線計画を立てていたのか、ちゃんとした動線計画を立てておかないと後で不便になるのでよく確認して計画してもらいたい。

(委員) 今の関連であるが、入口と出口は一緒になるのか。一緒になるのであれば見えづらいところから出てくることとなる。既設粗大ごみ処理施設が無くなれば更地になり少しはいいと思うが、同じところから出てくるとなると、それしかできないのなら仕方がないが、A-3号線からL字で上がっていったとき、そこを通るとわかるが、壁がブロック塀になっていて、下がコンクリート、その上はブロックになっている。コンクリート部分までなら良いが、車で来ると運転手は見えない、歩いている人もA-3号線から出てくる車が見えない。この部分、突起になっているので、これしか仕方が無いのなら、ブロック塀を金網にするとか、鉄格子にするとか、運転席に座ったままの位置から車が出てくるのが見えれば、ミラーは片方しかついていないけれども、林の方は何とか見える。工場側が見えないので壁をなんらかの見やすいものとしてもらいたい。もともと住民が通るだけの市道ではあるが、他の車両も多く通る。ごみ収集車は運転

席が高いので見やすいかもしれないが、一般車両は見づらい。何かしらの改善策はしてもらわないと、既設粗大ごみ処理施設が無くなっても何も変わらないこととなるため、しっかり考えてもらいたい。

3号ごみ焼却施設と4・5号ごみ焼却施設が無くなった後、管理棟を寄せてスペースを広くしたら良い。なるべく建物はかためることで土地としての使い勝手が良く、例えば地域への還元として、池や公園をつくるようなとき、飛び地になってしまうともったいない。焼却炉になるべく寄せてひとかたまりにするようにできないのか。要望しておく。

(委員) 新不燃・粗大ごみ処理施設の動線もあり、同じところを利用すると思うので、この場所は見通しを良くしておかないといけない。曲がる角度が厳しいので、ブロックをやめてしまうか、フェンスにしないと新不燃・粗大ごみ処理施設に入るのも厳しい。

いま、管理棟をこのスペースに建てるとなると、新ごみ焼却施設が稼働した後、何十年か経った後に新新ごみ焼却施設を建替えるスペースがない。それは計算に入っているのか。

(委員) 30年後を考えて計画すること。

(委員) 狭い敷地である。

(委員) 電気のことだが、タービン発電機のみでまかなえるのか、それとも東京電力から買うのか。

(事務局) 通常運転中はタービン発電機で所内の電力は十分まかなえる。さらに電力は余るので逆に東京電力へ送電する。運転中はそういう状況であるが、焼却炉が停止しているときは電力を購入しなければならない。2炉とも停止している状況で不燃・粗大ごみ処理施設を稼働させる場合、特に購入が多くなる。災害時に備え、設備対策を検討することとなるが、その中に非常用発電機についてどうするかということも出てくる。こういったことも踏まえて検討していきたい。

(委員) この計画の場合、こもればの足湯は使えるか。せっかく造ったものである。

(事務局) 元々のC案であると3号ごみ焼却施設のみ運転となり、お湯が足りなくなり、温度も上がらない。さらに、1炉のみの施設であるため、定期整備時はお湯が作れない状況である。しかし、今回検討している配置計画では、4・5号ごみ焼却施設を残すこととなっており、運転中はお湯の供給ができる。ただし、配管等の接続について考えなければならない。まったく問題なくというところまではいかないが、足湯の運営はしながら工事を進めていけると考える。

(委員) 両方使用できなくてもよいが、片側だけでも残してもらいたい。

(委員) 建物のデザインについて。ビジュアルでどうなっているか、圧迫感軽減などあるが、そういったことを検討する回があると思うが、高さ関係がわかるもの、デザイン・色彩についてどんなバリエーションが事例としてあるのかなど、皆さんの意見が出しやすい材料を集めてもらいたい。海外などでは面白いものもあるし、そういったものを集めて、なるべく皆さんが意見の出しやすい、市民の同意も得やすいもの、また、地域貢献のことで、子どもたちも集まってくるということになると、集まりやすい、集まって楽しい

ということも視点となる。そういった建築関係の資料を集めてもらいたい。

- (委員) 遊歩道に面している方が裏、正面が松の木通りの方となる。そうすると遊歩道に面している方が建物の裏側になってしまう。そうするとそのデザインが平面的になってしまう可能性が大きい。
- (委員) 高さ関係などの制約もある。
- (委員) その辺がイメージしにくい。
- (委員) ドローンを飛ばしてみるのも良い。
- (委員) 歩いて写真を撮るなどしても良い。基本的に玉川上水の木を切ることはできないから、施設の中の木をどういう風に切って、緑化計画を立てるかということで、境界からどのくらい離れて、歩く人から見たらどんなイメージか。例えば、新不燃・粗大ごみ処理施設の計画書にあるような図面をみても、平らなイメージにしか見えないし、あとは窓があるだけにしか見えない。それをデザイン的にどうか、他の施設においては全体を真ん中に集約し、どの方面から見ても格好よくできている。それが寄せてしまうと一部はデザインが抜けて、表の方が格好よいになってしまう。先ほど言ったが、遊歩道から歩いている人からすると、いい建物をつくってもらいたい。
- (委員) 壁や塀などの境界をすべてとってしまい一体化するという考え方はどうか。
- (委員) それは施設の管理という面から難しいかもしれない。建物の中だけで管理できればよいが、火災とか、いたずらなどを考えると、塀を低くしたとしても無くすことは難しい。あとは防犯カメラやセンサーを設置する。足湯もセンサーが設置されている。
- (委員) その辺は要望・考え方を決めて出し、実際のメーカーに提案させて良いものを選択していくことがよい。具体的にこれとこれとなどと決めると難しくなる。例えば遊歩道からの景観をどういうイメージにしてくれなど。一方で、この整備基本計画の中でもある程度のデザインのイメージは作っておき、それから波及してよりいいものをメーカーがデザインするということもある。考え方については申し入れしておいた方がよい。
- (事務局) 総合評価方式での加点要素となると考えられる。
- (委員) ここだけは配慮しておいて欲しいという箇所が、どういう箇所になるのか。ということが議論できる資料があればよい。
- (委員) 施設整備基本計画で多少なりともイメージが湧けばよい。
- (委員) 施設整備基本計画の段階でイメージが湧くような絵をつくって、ここをこういうイメージでやるように示せるとよい。
- (委員) 角の車の出入りの見通しについても、その辺りも発注仕様書でわかりやすくどう表現すればいいかという資料があるとよい。
- (委員) 角の話が出たついでにいうが、松の木通りに松の木自治会があり、松の木自治会の元会長に、今度そういう会があった時に伝えてほしいと言われていることがある。要望が通るかはわかりませんが、東大和と武蔵村山側から来る車両というのは、西武線の高架の下を通って松の木通りを通る。そうすると、松の木通りの自治会に入る手前までは少し広くなっているが、また細くなる。なので、技術的に今の世の中でできない

ことはないだろうけど、なんとかならないかっていうのが、向こうの西武線の線路の下を通すか、高架を通して直に車両を呼び込めないだろうか。3市、衛生組合、われわれの問題ではないのだと思うだろうけど、各市の市長さんに提案はするとかできないのか。

(委員) それは基本的に無理である。基本的に線路渡って、急に上がってくるから、その施設に入れない。施設が線路より遠くになれば。もう一つの考えは、西武線を上げるということがあるが、それも可能性が低い。

(委員) 車庫があるから余計にダメですね。

(委員) 一番いいのは、地下を掘ってベルトコンベアでもって荷物を運ぶ。

(委員) 今の松の木通りの西武線の高架は、収集車に合わせて高く作ってもらっている。西武から高さはどのくらいがいいですかと問い合わせがあったはずで、大型車は通れないが、収集車は十分通れる。

(委員) 懇談会で議論する問題ではないですね。

(委員) 住民協議会でまた説明したらいいのではないか。

(委員) 実現すると、車両も半分になり、松の木通りを通らなくて済む。

(委員) ごみの焼却をやる場合は、頼まないといけないだろうけど、柳泉園はごみを受け入れられないということで新聞にでていたという話ですが、どうなのか。工事をしているときに、受け入れてくれるところは確実にあるか。

(座長) 事務局からの説明で、そのような協定を結んでいるところがあるという話があったと思うが。

(事務局) 実際には、基本計画がしっかりでき上がった段階で計画的な方針があることでお願いしますという話をしていきたいと思っている。多摩地域ごみ処理広域支援協定があり、緊急で故障したときや建て替え工事の時は、お互いに支援するという協定を結んでいる。そういったところにも、お願いしながら進めていきたいと思っている。今の段階では、もちろん市民の方が減量していただいて、さらに下げるとすることもする中で、多摩全体で見ると、容量としては何とか処理できる量はあるのではないかと思うが、個別にあたっていないので、今後、この計画を基にお願いをしていきたいと思う。

(委員) 広域支援は、いくつかのブロックごとに分かれているが、小村大は、お願いする団体がちょっと遠くて、それを近くにするように調整しなければならない。まだ、決められないということもある。

(事務局) まず大事なものは、しっかりと計画があることと、しっかりと減量に努力していること。そのうえで、個別にあたるか、ブロックごとにあたるか、検討する方向である。それも含めて、良い施設をつくるということと、あわせて、ごみをしっかり減量していく。これが前提になる。

(委員) 補足だが、資料3の補足資料、ごみ焼却施設の構造で、多摩地区の最新のストーカ炉の1例ですとあるが、これはイメージなので、実際にこの流れの物がそのままできるわけではない。最近の傾向をみていると、3番、6番、7番を設置しない工場が、かなり増

えてきている。そういう点では、一般的な例がこういうものだという風に見ていただいたほうがいと理解したほうがいい。それは、公害の値などのいろんな性能を担保してもらいつつ、安く作ってもらうためには、ある程度自由度を持たして発注するということが必要である。そういったことで、最近の例では、3、6、7番が設置されていない工場もかなり多い。

(座 長) 技術的に可能だということか。

(委 員) その分スペースができる。

(委 員) その分安くもなる。

(座 長) 全体を通して何かあるか。どんな内容でも結構です。

(委 員) この結果が、ホームページに公表され、広く住民の方に見ていただくことになるので、そういう方もわかるような、わかりやすい資料が必要になってくるのではないかと思う。

(委 員) より良い施設に建て替わるといところがわかりやすくしたほうがよい。逆に安心感が増すような。

3 その他

(事務局) 懇談会のメンバー構成についてですが、本日2名の欠席がありましたが、10名で懇談会は12月よりスタートしている。この懇談会は、学識経験者の方以外は、みなさま市民であると組合は認識して設置しているが、市民公募について、要望書や要請書をいただいていることもあり、市民公募を入れるべきではないかと考え、どのような形で新たに市民公募の方を入れられるかを組合で検討している。このメンバーで今年の5月に施設整備に関する基本計画(案)を作成するというところで、そこまでは、このメンバーで活発なご意見をいただいて作り上げていくということが一つの目安だと考えている。それ以降に新たなメンバーを加えて、この会をより充実した形で進められるのではないかと考えている。しかし、懇談会はスタートしているので、みなさまのご了承を得られればということで進めたいと考えている。なお、新たな市民目線ということですが、このメンバーで非常にいい意見交換ができていたので、そちらも踏まえて各市1名ずつの公募の方々の新たな参加をいただければと考えている。5月ということでのスケジュールの話をしたが、この場でみなさまのご了承を得られれば、この後3月ごろから、市報やホームページを使って募集をし、4月に選定する。各市1名ずつ選出し、5月、6月ごろから参加できればと考えているので、このことについて、ご了承いただきたい。

(座 長) 只今の件につきまして何かあるか。

(委 員) たしかに今説明があったように、学識経験者以外は市民ではあるが、一般公募ではなくて、ある程度影響力のある方が、委員になっているので、ある程度決まった段階で、市民公募で違う目線でいいのかなと思う。ただ、それが何十人になるとわれわれ地域の人が困ってしまうので、各市1名というのはいいと思う。

(座 長) おかげさまで、この懇談会は、非常にいろんなご意見が出ている状況で進めさせていただいているが、3名が増えた場合、時間的な制約の中で、会を進めなければならない私の立場から言わせていただくと、人数が増えた分は、その分の時間が必要かと思う。それを了解いただければ、その方向でお願いしたい。

(委 員) 要望もあるので、賛成です。

(委 員) より多くの意見が聞けるでしょうから。

<委員了承>

(座 長) では、了承ということできたい。

・次回の開催日について

平成29年3月7日(火) 19:00～21:00

小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設 3階 大会議室

・施設見学会について

平成29年3月23日(木)

4 閉会